

通達甲（副監. 警. 教. 企2）第16号

平成7年9月1日

存	続	期	間
---	---	---	---

部長、参事官
各 殿
所 属 長

副 総 監

警察庁指定広域技能指導官の推薦及び活用について

警察部内において極めて卓越した専門的な技能・知識（以下「専門的技能等」という。）を有する職員を、指導・教養及び支援を目的として都道府県警察の枠組みにとらわれずに広域的に活用するために警察庁長官が指定する「警察庁指定広域技能指導官」の推薦、要請及び派遣については、平成7年9月1日から次により実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

記

第1 警察庁指定広域技能指導官の推薦

1 推薦の対象となる者

警視庁技能指導官の指定に関する規程（平成7年5月31日訓令甲第23号）により警視庁技能指導官（以下「技能指導官」という。）に指定された者のうち、極めて卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有するもの

2 所属長の推薦

- (1) 警視庁本部の課長及び各部の附置機関の長（以下「課長等」という。）は、自所属の技能指導官に警察庁指定広域技能指導官として真にふさわしい者（以下「候補者」という。）があると認める場合は、別記様式第1の「警察庁指定広域技能指導官推薦名簿」（以下「推薦名簿」という。）を作成し、代表課長（部の庶務を担当する課の長をいう。以下同じ。）に推薦

するものとする。

- (2) 課長等は、自己の所管する職務（以下「所管」という。）に関して候補者が他所属にある場合は、当該他所属の長と協議の上、前(1)と同様の方法をとるものとする。

3 協議等

- (1) 推薦名簿の送付を受けた代表課長は、専門的技能等の内容を審査し、人事担当課長（被推薦者が警部（同相当職を含む。）以上又は会計年度任用職員の場合は人事第一課長、警部補（同相当職を含む。）以下の場合は人事第二課長。以下同じ。）及び教養課長と協議を行った後、警視総監の承認を得て警察庁において当該専門的技能等を主管する課長（これに準ずる職を含む。以下「警察庁業務主管課長」という。）に推薦名簿を提出するものとする。
- (2) 前(1)の警察庁業務主管課長への推薦は、警視総監名で行うものとする。

4 報告等

教養課長は、推薦に係る候補者が警察庁指定広域技能指導官審査委員会において警察庁指定広域技能指導官に指定されたときは、警視総監に報告するとともに、人事担当課長、代表課長及び候補者の所属の所属長に通知し、所要事項を人事・給与事務総合管理システムにより人事ファイルに登録するものとする。

5 警察庁指定広域技能指導官名簿の周知

教養課長は、警察庁が作成する警察庁指定広域技能指導官名簿の周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の特殊性により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

第2 警察庁指定広域技能指導官の指定取消し

1 指定取消し

課長等は、自所属又は所管の警察庁指定広域技能指導官について、その指定を取り消す必要が生じたときは、代表課長に別記様式第2の「警察庁指定広域技能指導官指定取消上申書」（以下「取消上申書」という。）を送付するものとする。

2 協議等

- (1) 取消上申書の送付を受けた代表課長は、その内容を審査し、人事担当課長及び教養課長と協議を行った後、警視総監の承認を得て警察庁業務主管課長に取消上申書を提出するものとする。
- (2) 前(1)の警察庁業務主管課長への提出は、警視総監名で行うものとする。

3 報告等

教養課長は、警察庁指定広域技能指導官の指定が取り消されたときは、警視総監に報告する

とともに、人事担当課長、代表課長及び警察庁指定広域技能指導官の所属の所属長に通知し、人事・給与事務総合管理システムにより人事ファイルに削除登録するものとする。

第3 警察庁指定広域技能指導官名簿登録事項の変更

課長等は、自所属又は所管の警察庁指定広域技能指導官の名簿登録事項に変更があったときは、その内容を代表課長、人事担当課長及び教養課長に通知するとともに、警察庁業務主管課長及び警察庁において教養を担当する課長（以下「警察庁教養担当課長」という。）に通知するものとする。

第4 道府県警察等への教養等の要請

1 協議

警察庁又は道府県警察（以下「道府県警察等」という。）に所属する警察庁指定広域技能指導官による教養等（専門的技能等の教養、警察活動上必要な助言その他支援をいう。以下同じ。）を要請しようとする所属長は、当該専門的技能等を所管する課長等と協議の上、被要請者の氏名等必要事項を教養課長に通知するものとする。

2 事前調整

前1の協議を受けた課長等は、必要があるときは、当該道府県警察等において当該専門的技能等を所管する所属長と教養内容等について事前に調整を行うことができる。

3 教養等の要請

- (1) 教養課長は、前記1の通知を受けたときは、当該道府県警察等において教養を担当する所属長を通じて警察庁指定広域技能指導官の教養等を要請するものとする。この場合において、必要があるときは、警察庁業務主管課長又は警察庁教養担当課長の調整を受けること。
- (2) 前(1)の道府県警察等への教養等の要請は、警視総監名で行うものとする。

第5 道府県警察等からの教養等の要請の受理

1 受理

教養課長は、道府県警察等から警視庁に所属する警察庁指定広域技能指導官による教養等の要請を受理したときは、当該警察庁指定広域技能指導官の所属の所属長に通知するものとする。

2 協議

前1の通知を受けた所属長は、当該専門的技能等を所管する課長等と協議の上、当該警察庁指定広域技能指導官の派遣その他必要な措置をとるものとする。

第6 活動状況の把握等

1 活動状況の把握

- (1) 警察庁指定広域技能指導官は、道府県警察からの要請で教養等を行ったときは、教養課長が通知する方法により、自己の活動状況を記録しておくものとし、当該警察庁指定広域技能指導官の所属の所属長は、その内容を四半期ごとに専門的技能等を所管する課長等、代表課長及び教養課長に通知するものとする。
- (2) 専門的技能等を所管する課長等及び代表課長は、警察庁指定広域技能指導官の活動状況を把握しておくものとする。

2 活動結果の集約

教養課長は、警察庁指定広域技能指導官の活動結果を集約しておくものとする。

第7 その他

警察庁指定広域技能指導官に関する事務は、教養課において処理するものとする。